

平成 22 年 3 月 4 日

中央環境審議会地球環境部会長 鈴木基之殿

中央環境審議会臨時委員 森島昭夫

3 月 5 日に開催が予定されている第 88 回地球環境部会に出席できませんが、議題が非常に重要ですので、出席に代えて意見書を提出させていただきます。

1. 申し上げるまでもなく、中央環境審議会は環境基本法に規定され、環境大臣の諮問を受けて環境の保全に関する重要事項を調査審議し、意見を述べるができることになっています。しかし、今回、本法案について、環境大臣から諮問があったと認識していません。本法案は、法案の目的に述べられているごとく、単に環境の保全に関わるのみならず、現在及び将来の国民の経済と生活に関わるものであります。本法案がなぜ二回の報告と意見交換だけで環境省から上程されるのでしょうか。公開の場で中央環境審議会の委員の専門的意見、各界を代表する意見を公式に徴することなしに、また法案の内容についても十分に固まったものを示されないままに形式的に会合を開催されることに対して、「適正手続きを踏んだ政策決定」すなわち、関係資料の公開と利害関係者の政策決定への参加、という基本原則に反するという強い疑問を持っています。改めて、環境大臣から中央環境審議会に対する本法案についての諮問を求めます。
2. うえにも述べたように、本法案は現在及び将来の国民生活のすべてに影響を与えます。また、基本法とは言え、具体的な温室効果ガスの削減目標や再生可能エネルギーの供給量の目標を具体的な数値として設定し、国内排出量取引制度や税制度の創設も明記しています。これらの政策はいずれも国民に負担を求めるものです。したがって、法案に掲げる各分野の取組がそれぞれどれだけの削減効果を持つものと予測されているのか、そのために、国民各層が、どれだけのコストを負担しなければならないのか、他方で、これらのコストを負担することによって将来の技術開発や雇用の創出など、どのようなコベネフィットが予測されるのか、すでに環境省では本法案の施行にともなって予測されるコスト・ベネフィットについて試算をしておられるはずです。常に参照される外国のこの種の立法においても、立法提案に先立って必ず政策のコスト・ベネフィット事前評価が行われます。麻生政権が 2005 年比 15%削減案を出すにあたって内閣府が各種モデルを使ってコスト予測をしています。環境省でも、現在及び将来の国民に負担を求める法案を出す以上、各政策の温室効果ガスの削減効果予測、コスト、国民各層の負担割合、波及的なベネフィットなどについて、試算結果を資料を付けたうえで公開してください。
3. 法案の内容については、詳細が示されていないので何ともコメントのしようがありませんが、いずれにしても、「公平なかつ実効性が確保された国際的枠組み」とは何か、

(各国の)「意欲的な目標についての合意」ができないときまでの削減目標はどのようにして決定するのか、各分野の取組でそれぞれどれだけの削減が可能であると予測しているのか、国内での取組みで削減できない場合にはどうするつもりなのか、などいろいろと問題があります。法律を作る以上は、マニフェストのような宣言では済まず、温暖化による被害も含めて最終的なツケは現在及び将来の国民が負わなければならないということを深く心に刻みながら、環境大臣以下、真剣に検討すべきです。